

委員会議事概要	
1. 委員会名	令和3年度 第4回沖縄県内水面漁場管理委員会
2. 開催日時	令和4年2月25日(金) 14:00~15:03
3. 開催場所	沖縄県庁9階農林水産部第4会議室
4. 出席委員 (定数8名中8名)	(会場参加) 古谷千佳子委員、仲村直委員、津波古優子委員、金城政達委員、伊波實委員 (Web参加) 立原一憲委員、山川彩子委員、宮良工委員
5. 議事録署名人	古谷千佳子委員、山川彩子委員
6. 議事内容	
(1) 第1号議案	沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程の改正について (P1~P27)
【要旨】	現行の沖縄海区漁業調整委員会運営等規定において、会長の任期に係る内容の追加と文言の修正があるため、事務局から改正案を提案した。原案どおり承認された。
【特記事項】	なし。
(1) 協議事項	リュウキュウアユの委員会指示について
【要旨】	現在発動している沖縄県内水面漁場管理委員会指示 31 第1号は、令和4年9月30日で有効期限が終了するが、最初の委員会指示が発動されてから26年が経過し、これまでに8度の委員会指示を発動していることから、リュウキュウアユ採捕の禁止については周知されたと考えられる。今後、これまでどおり委員会指示を更新していくのか、それとも漁業調整規則に格上げするのかを協議した。その結果、継続して協議することとなった。
【特記事項】	<p>【立原議長】鹿児島県で、リュウキュウアユの採捕禁止しているのは、県の条例だと思う。</p> <p>【事務局】鹿児島県に対して、情報収集をしていきたい。過去の議事録で、委員会指示で、まずは周知してから、その後、漁業調整規則にしていくのがよいのではないかというアドバイスが、鹿児島県とそれ以外の県からもあったという記録が残っていた。</p> <p>【立原議長】リュウキュウアユは全く別の規制で採捕禁止のはずだ。</p> <p>【事務局】そもそも委員会指示が、規則や法の定めではなく、随時的、局地的にルールを定められる制度なので、長い間定着したものは、規則に格上げしていくという考えが背景にある。</p> <p>今の委員会指示の内容を踏襲すれば、規則にしても同じような内容になるが、大きな違いは、違反に対して罰則が適用されることと、知事の許可に変わることが想定される。</p> <p>【伊波委員】罰則の関係が強化される、厳しくなるという理解で良いか。</p> <p>【事務局】委員会指示は、割に柔軟に設定できるため、厳密性は要求さ</p>

れないが、規則は、罰則規定も適用されるので厳密性も要求される。

委員会指示は、基本的には関係者の合意を基にルールを決めるので、基本的に守られるルールを明確に定めて、守っていただくのが趣旨だ。規則は、違反があればすぐに罰則適用される。

委員会指示は、法に基づいて、この内水面委員会から委員会指示の違反者に、指示を守らせる命令を出すように知事に申請して、それに対して知事は、違反者に指示の内容を守るよう命令することができる。その命令を守らなかったときに初めて漁業法の違反が適用される。

【宮良委員】臨時的、緊急的な委員会指示に対して、罰則を伴う規則にしなければならないような課題があるのか。将来的に資源として考えられないものに対して、罰則を伴う規定を制定することが、理解できない。

【事務局】懸念事項や、そもそも漁業として成立していないものについて罰則強化は不要というような意見を出してもらおう場と考えられる。

並行して、採捕承認の基準を検討したい。これまでは特に立原会長の調査で、資源状態がある程度把握されたものを基に承認をしてきた経緯があるが、今後、透明性が確保される承認の制度にするための基準についても、ご意見をいただきたい。

【立原議長】今日これは結論を出す必要はないか。

【事務局】今度委員会指示が切れるタイミングでもあるので、委員会指示を続けるのか、または規則制定するかの検討が必要だ。規則にする場合は今後のスケジュールを考えると、4月である程度の方向性は決める必要がある。今日は委員会で、結論を出す必要はない。これからを考えるきっかけとして、協議事項とした。ただ、採捕の承認基準は、これからの委員会である程度方向性を定めたほうが良いと考えている。

【立原議長】4月までには方向は決めたほうが良いということか。

【事務局】規制を切れ目なく設定するためには、規則にする場合、手続、調整に半年ぐらいにかかるので、それを見越してのことだ。

【津波古委員】県でリュウキュウアユの資源調査をしたことがあるか。

【立原議長】県では実施していない。基本的に放流も、沖縄総合事務局と連携している。他には県とは違う単位で放流は行われている。その後も北部ダム事務所を中心に、資源状況調査が行われ、私の研究室でも調査を続けている。今後、内水面漁場管理委員会で何か想定しているのか。

【事務局】アユの資源調査の話は、現在のところないが、内水面委員会でどういったテーマを取り扱っていくかということか。

【立原議長】今後、調査ができなくなった後、採捕の許可に対する判断が難しくなる。今の委員会指示から漁業調整規則が制定された場合には、この委員会での許可の判断は要らなくなるのか。

【事務局】漁業調整規則は県知事の許可なので、水産課で許可の基準を決めて判断する。例えば、サンゴの特別採捕の許可で、そういう運用を

しているが、アユについては、決めていない。内水面の主な仕事は、リュウキュウアユの承認申請に係る協議と審議で、仮にこれがなくなると、他の仕事も特にはないので、それも含めて議論が必要だ。

【宮良委員】現状が把握されていないのに、より厳しい規制を制定するのは行き過ぎだ。例えば沖縄県で分布状態が明らかで、毎年そのデータが更新されて、規則の中で判断されるのであれば、規則でも問題はないと思うが、データがあやふやな現状では、委員会指示の継続しかない。

【立原議長】現在の申請で、ダム湖以外は、リュウキュウアユを対象とした採捕申請ではない。混獲の可能性がある地域で調査をするものがほとんどだ。リュウキュウアユの採捕申請は、ダム湖の中のものだけだ。ダム湖の中にどのぐらいいるのかを、把握する必要があると思う。

【事務局】県の漁業調整規則でサングの採捕許可があるが、基本的に、申請者自身が資源への影響が少ないことを説明するのが基本となっている。資源状態を把握するのは難しいが、基本的に研究者による申請が大多数となっている。基本的には申請者がその説明をして、場合により調査をするというやり方もあると思う。

【山川委員】どちらにしても、採捕の承認は、続くと思う。

今は立原先生を中心として行われているリュウキュウアユに関する調査をもとにした採捕承認の基準があると思うが、未来永劫続けるのは難しい。例えば、ダムの調査は美ら島財団ができないか。採捕するところに対して、調査を依頼してもいいのではないか。

【事務局】申請者側が、予備調査をして、ある程度情報を持った上で申請するのは、現実的だ。採捕側がある程度調査をして、採捕数を見積もった上での申請は、ありかと思う。

【宮良委員】2つのやり方があると思う。1つは、採捕者が、地点の概数を委員会に報告して、データが積み重なれば、適切な採捕数の目処が立つと思う。もう1つは、ダム管理、河川管理者が、優良資源として希少な生物の概数、分布状態を把握することだ。

美ら島財団ではなく、ダムや河川管理者が、アユの生息環境を確認できるようにしたほうがいい。もう1つのやり方として、環境DNAでの調査があると思う。

業者の立場では、申請が間に合わなくなったり、工期が間に合わなくなったりする可能性もあるので、その辺は配慮して欲しい。

【立原議長】環境DNAをサンヌマタ川でやったが、一番確かな密度と環境DNAの濃度の相関が出るのは、ダムから300mとか800mだ。その間なら、相対的な生息数が出せる。そういう調査をダム事務所の調査に組み込めば、大まかな総数の推定はできると思う。

調査地域の一部は米軍施設の中で、米軍許可が必要だ。大学でも米軍許可が下りなくなってきたので、美ら島財団では不可能かと。総合

事務局が、5月に米軍施設の中に入るメンバーを申請するが、もし何か動くなれば、総合事務局北部ダム事務所が一番いいと思う。

【宮良委員】生息数は、多い、少ない、中ぐらいといった程度でもいい。環境DNAの濃度と個体数を押えれば、少ないと出たところでは取らないという話が出来ればいいと思う。

環境DNAは、米軍施設に入らなくても、その施設の流入部でも分析可能だ。費用も安いし、手続も要らないし、非常にやりやすいと思う。

【立原議長】下流になるほど精度は悪くなる。流れの緩やかなところでは、まったく個体数を反映しない。例えば、5000匹いるのに100匹ぐらいという数値が出る。中流部で調査しないと、生息数は出せない。

【事務局】アユを取る前に、例えば1日、半日かけて調査をして、概数をつかむための調査を加えるのは、コンサルの立場だと難しいか。

【宮良委員】基本的に制度になれば、従うだけで、やれないことはない。

【津波古委員】採捕承認の基準は、何個体取っていいかということか。

【事務局】承認の仕方としては、何尾、何千尾と採捕申請があるが、この妥当性がわからない。今までは、立原先生の調査に基づいて判断したので問題はなかったが、今の状況では、妥当かどうか判断ができない。

そのため、採捕しても影響が少ない採捕の基準を考えられないか。それを申請者に証明させられないか。サンゴの採捕では同様の対応だ。

【津波古委員】川に入って底生動物調査をするときに、混獲の恐れがあるので、申請は必要だ。源河川のようにアユがいるところは、何匹取れる状況だったかを把握するのは現実的だと思うが、明らかにいそうもないところでアユの生息状況を調査するのは、コンサル側には負担だ。

【事務局】混獲の場合とそれを狙って取る場合では状況が違うので、その辺の基準を分けられる。

混獲は、事前の調査はなくても構わないと思う。分けて考えてもいいのではないか。

事前の生息状況の情報があればその情報を使って説明できるし、ない場合は自分たちで調査をするというやり方が一つの方向性かと思う。